

2021年度 JA 共済・農業活性化促進



就農支援のご案内

JA いがふるさとでは、地域貢献活動の一環として耕作放棄地等の解消(作付活用)に取り組む集落営農法人に属する**女性組織メンバー**を応援します。



【対象期間】

2021年7月30日(金) ～ 2022年1月31日(月)

支援内容や支援方法など、詳しくは裏面をご覧ください



農業のために 地域のために 明日のために

JA共済の
地域貢献活動



JAいがふるさと

本店 総合企画部 ☎24-5111(代)

<https://www.jaiga.or.jp>



2021年7月30日現在

耕そう、大地と地域の未来。

就農支援の概要

○次の要件をすべて満たす集落営農法人

1、支援対象者

- ・ JA いがふるさと管内に住所を有する集落営農法人であること
- ・ 集落営農法人に属する女性組織メンバーであること
- ・ 当 JA が推奨する対象作物を 5a 以上作付すること

○農業用機具

(例) ミニ耕運機、噴霧器、エンジンポンプ、散水ホース など

2、支援対象となるもの



○対象期間内において 1 集落営農法人あたり 500,000 円を上限とする農業用機具を当 JA にて購入し贈呈します。

3、支援方法

※支援については当 JA にて購入し贈呈する農業用機具の総額が 1,500,000 円に達した時点で募集を締め切ります。また、対象期間中、1 集落営農法人あたり 1 回限りとします。

○支援申請については次の内容をご承諾いただく必要があります。

4、支援申請

- ・ 耕作面積及び女性組織の会員数の拡大目標の提示と実施報告をいただきます。
- ・ JA いがふるさと広報誌・農業新聞へ支援内容の掲載をさせていただきます。
- ・ 支援対象となる農業用機具等へ「JA 共済」のロゴを貼付させていただきます。
- ・ 対象期間内の申請受付とさせていただきます。

【相談から贈呈までの流れ】



相談

JA 職員と支援対象者間で支援内容の相談を行います。

申請

相談内容に基づき JA 職員が申請書を作成し提出します。

審査
認定

申請書に基づき JA 共済連にて審査を行い、審査結果については、JA 職員より通知します。

贈呈

支援決定後、贈呈式等にて当 JA で購入した農業用機具を贈呈します。

- 本支援は JA 共済の支援を通じて実施されるものであり、JA 共済連にて上記 1～4 の内容について審査を行います。審査結果によっては支援対象外となる場合もございますのであらかじめご了承ください。
- 上記は概要を示したものです。詳しい内容につきましては本店総合企画部までお問い合わせください。